

情報通信審議会 電気通信事業政策部会 接続政策委員会（第49回）

ヒアリング項目に対する当協議会の考 え方について

一般社団法人 IPoE協議会

一般社団法人IPoE協議会



<https://ipoe-c.jp/>

名称

本会は正式名称を「一般社団法人 IPoE協議会（英名 IPoE Council）」とし、略称を「IPoE-C」とする。

• 設立趣意

当法人は、インターネットを国民のための高度情報通信ネットワーク社会基盤と捉え、東日本電信電話株式会社・西日本電信電話株式会社が提供するインターネット接続サービス「フレッツ光」のIPv6 IPoEをはじめ、各種インターネットアクセス基盤を活用して日本におけるインターネットの普及拡大をはかり、IPv6の利用を促進することにより、国民が利用しやすい環境を形成するための諸事業を行い、新しい生活と産業の具現化に資することを目的とする。

IPoE-C活動内容

- IPv6インターネット接続機能（IPv6 IPoE方式）（以下「IPoE機能」という。）の活用による日本のインターネット普及と利用促進に係る諸事業の企画、立案および実施
- IPoE機能を活用した諸事業に関する啓発・広報活動
- 日本のインターネット普及推進に向けた政策提言活動
- その他、協議会の目的を達成するために必要な活動

設立 2020年6月9日

1. 第一種指定電気通信設備制度を適用する事業者の範囲

(1) 指定事業者を決定するための加入者回線の占有率を算定する範囲について

- 占有率の算定の範囲（県単位）と現在のNW構成が必ずしも一致していないことは指摘のとおりであり、さらにその比較対象の他事業者のNWも各々異なっていることが想定されるため、すべての事業者の実情にあわせた単位指定区域の設定は非常に困難と思われる。

1. 第一種指定電気通信設備制度を適用する事業者の範囲

(2) 加入者回線の占有率の考え方について

- 公正取引委員会の「独占的状态」の基準などから、現状通り50%超が妥当と考える。

2. 第一種指定電気通信設備制度の適用対象となる設備の範囲

(1) 基本的な考え方について

- 利用者数とトラフィックは比例関係にあるために、ネットワーク容量の設計の観点では現状の県毎でのネットワークの構築は効率的とは言えない。
- 一方で、今後重要となる遅延の観点からは地理的な距離が近接しているエリアでのブロック化が必要になる。したがって、必ずしも県という単位にとらわれるのではなく、トラフィックと遅延の両方の観点を反映した効率的なネットワーク設計・構築を行うべきであり、第一種指定電気通信設備制度の適用対象となる設備の範囲もこれに沿った考え方が妥当である。

2. 第一種指定電気通信設備制度の適用対象となる設備の範囲

(2) 県間通信用設備について

- 県間通信用設備を指定設備とする前に慎重に議論を尽くす必要があると考える。
 - 県間通信用設備利用料の低廉化は是非達成すべきであると考ええる。
 - 価格の低廉化は指定設備とした時点のみならず、トラヒックの増大による恒常的な設備増強が必要な環境下においても、必要かつ十分な増強を遅滞なく行いつつ、費用を帯域で割った金額(いわゆるメガ単価)の継続的な低廉化が実現されるべきであると考ええる。
 - 県間通信用設備は内部構築と外部調達があり、内部構築については将来想定に基づいた低廉化はある程度実現可能であると考ええる。
 - 外部調達の部分は競争環境がある複数の通信事業者からの調達であるため、外部要因が大きくなり、設備増強あるいは価格の低廉化におけるボトルネックとなることを危惧している。
 - 特にNTT東日本・NTT西日本は最大のトラヒックの保有者であり調達すべき回線容量が他事業者と比較して最も大きい一方で、ルーラルエリアを含めた全国での調達を行う必要がある。
 - 県間通信用設備を指定通信設備とした場合、かかるコストはダイレクトに利用価格に反映されるため、外部調達が中心となる設備については、調達価格の妥当性の確認方法など、価格の低廉化に寄与する制度設計を慎重に議論することが必要と考える。